入札後の流れ

・入札締め切り後一週間以内に落札者・不落札者ともに文書にて通知を発送。
　落札者へは売買契約書を同時に送付。

↓

・落札者は通知到達後１０日以内に契約書を財政課へ提出。

↓

・契約成立後、財政課より請求書および納付書を送付。
　落札者は売買代金を令和９年３月３１日までに納付。

↓

・売買代金の納付確認後、所有権移転登記関係の資料を財政課より落札者へ送付。

↓

・落札者にて所有権移転登記手続き。

↓

・所有権移転完了。